



熊本県公報

第 1 2 0 0 6 号

平成 23 年 5 月 2 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 3
- 管理理美容師資格認定講習会の指定…………… (薬務衛生課) 3
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 3
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定…………… (") 4

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 5
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画課) 5
- 県有地の売却…………… (管財課) 5
- 球磨郡球磨村高沢における入会林野整備計画の適否…………… (林業振興課) 6

登 載 依 頼

- 平成 23 年度第 1 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 7
- 自動車任意保険契約一般競争入札…………… (警察本部運転免許試験課) 7

正 誤

- 平成 23 年 4 月 1 日熊本県公安委員会告示第 8 号(熊本県道路交通規則の一部を改正する規則)中…………… (警察本部運転免許課) 9
- 平成 23 年 3 月 31 日熊本県条例第 28 号(熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例)中…………… (税務課) 9

告 示

熊本県告示第 4 9 0 号

生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
毘舎丸接骨院	上田 貴広	八代市毘舎丸町 5 番 3 0 号	平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2867番27地先から 同所 2867番30地先まで	67.3	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年5月2日

熊本県告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターかりまたの湯 下益城郡美里町安部743番地1	株式会社美里苑	平成23年5月1日

熊本県告示第493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターかりまたの湯 下益城郡美里町安部743番地1	株式会社美里苑	平成23年5月1日

熊本県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ぽっかぽか・ハートケア阿蘇 阿蘇市一の宮町宮地1902番地 1	合同会社ぽっかぽか	平成23年5月1日

熊本県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションだんだん 八代市鏡町鏡553番地8	株式会社暖暖	平成23年5月1日

熊本県告示第496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションだんだん 八代市鏡町鏡553番地8	株式会社暖暖	平成23年5月1日

熊本県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
とやまクリニック介護支援センター 人吉市宝来町12番地7	医療法人社団とやまクリニック	平成23年5月1日

熊本県告示第498号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。
平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番地26号
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程 平成23年11月21日（月）、同月28日（月）及び12月5日（月）
 - (2) 講習科目
 - ア 管理理容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生
 - (イ) 理容所の衛生管理
 - イ 管理美容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生
 - (イ) 美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場 熊本県婦人会館（熊本市水道町14-21）
 - (4) 受講料 18,000円
- 3 問い合わせ先 財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所（福岡県福岡市博多区千代一丁目2番4号 電話092-632-4501）

熊本県告示第499号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。
平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
熊本市大江5丁目1番1号 熊本市保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 熊本市支部 支部長 中尾保徳	平成23年3月31日
宇城市松橋町久具400-1	社団法人熊本県食品衛生協会 宇城支部 支部長 岡崎誠男	平成23年3月31日
玉名市岩崎1004-1 有明保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 有明支部 支部長 二階堂輝男	平成23年3月31日
山鹿市山鹿465-2 山鹿保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 鹿本支部 支部長 前田義治	平成23年3月31日
菊池市隈府1272-10 菊池保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 菊池支部 支部長 大石和幸	平成23年3月31日
阿蘇市内牧1204 阿蘇保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 阿蘇支部 支部長 井信也	平成23年3月31日
上益城郡御船町辺田見400 御船保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 上益城支部 支部長 原田勝義	平成23年3月31日
八代市西片町1660番地 八代保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 八代支部 支部長 飯田哲	平成23年3月31日
水俣市八幡町2丁目2-13 水俣保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 水俣芦北支部 支部長 竹田珠一	平成23年3月31日
人吉市寺町12の1 人吉保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 人吉球磨支部 支部長 庄籠辰喜	平成23年3月31日
天草市今釜新町3530番地 天草保健所内	社団法人熊本県食品衛生協会 天草支部 支部長 今福保徳	平成23年3月31日

熊本県告示第500号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定による売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する

平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
熊本市大江5丁目1番1号 熊本市保健所内	熊本市食品衛生協会 会長 中尾保徳	平成23年4月1日
宇城市松橋町久具400-1 宇城保健所内	宇城食品衛生協会 会長 岡崎誠男	平成23年4月1日
玉名市岩崎1004-1 有明保健所内	有明食品衛生協会 会長 二階堂輝男	平成23年4月1日
山鹿市山鹿465-2 山鹿保健所内	鹿本食品衛生協会 会長 前田義治	平成23年4月1日
菊池市隈府1272-10 菊池保健所内	菊池食品衛生協会 会長 大石和幸	平成23年4月1日

阿蘇市内牧1204 阿蘇保健所内	阿蘇食品衛生協会 会長 井信也	平成23年4月1日
上益城郡御船町辺田見4 00 御船保健所内	上益城食品衛生協会 会長 原田勝義	平成23年4月1日
八代市西片町1660番地 八代保健所内	八代食品衛生協会 会長 飯田哲	平成23年4月1日
水俣市八幡町2丁目2番 13号 水俣保健所内	水俣芦北地区食品衛生協会 会長 竹田珠一	平成23年4月1日
人吉市寺町12の1番地 人吉保健所内	人吉球磨食品衛生協会 会長 庄籠辰喜	平成23年4月1日
天草市今釜新町3530 番地 天草保健所内	天草食品衛生協会 会長 今福保徳	平成23年4月1日

公 告

熊本県公告第232号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1402号	魚廃物加工肥料	調整魚粉	窒素全量： 4.5 りん酸全量： 5.0 加里全量： 2.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬町555	平成26年4月21日

熊本県公告第233号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	南関 (南関町)	平成7年3月23日	平成23年3月29日	熊本県

熊本県公告第234号

県有財産を次のとおり売却する。
平成23年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

所在 熊本市水道町9番18

(1) 土地 地目 宅地
地積 487.88平方メートル（公簿、実測）

(2) 建物 種類 事務所
構造 鉄筋コンクリート造（1・2階部分）及び鉄骨造（3階部分）陸屋根3階建

床面積 781.38平方メートル

最低売却価格 92,700,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所
平成23年6月22日（水）午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
平成23年5月27日（金）正午から午後3時まで
- 7 入札参加申込方法
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成23年6月14日（火）午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 8 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
平成23年7月5日（火）午後5時
- 10 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問合せ先
熊本県総務部総務税務局管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第235号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第3条の規定により球磨郡球磨村に事務所を置く高沢入会林野第2整備組合法代表者高沢秀人から高沢入会林野第2整備計画の認可申請があり、法第6条第1項の規定により当該入会林野整備計画を適当とする旨の決定をしたので、同条第4項の規定によりその旨を公告し、かつ、当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、法第7条第1項の規定により縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに異議を申し出ることができる。

平成23年5月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧期間
平成23年5月2日から平成23年6月1日まで
- 2 縦覧の場所
熊本県農林水産部森林局林業振興課
球磨地域振興局農林部林務課
球磨村役場
- 3 縦覧に供する書類
高沢入会林野第2整備計画書の写し

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号

平成23年度第1回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成23年5月2日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成23年5月18日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階多目的AV会議室
- 3 議題
平成23年4月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開にならない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊運試公告第49号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成23年5月2日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 契約名
自動車任意保険契約
 - (2) 契約内容
熊本県警察運転免許試験課車両43台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び運転免許試験車任意保険仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
平成23年5月24日から平成24年5月24日まで
 - (4) 入札方法
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
 - (3) 平成23年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
 - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 県税を完納している者
 - (8) 暴力団ではない者及び役員等が暴力団関係者でない者、又は暴力団関係者が実質的に経営に関与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法等
本競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、平成23年5月2日（月）から平成23年5月10日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - ア 定款
 - イ 商業登記簿謄本
 - ウ 営業経歴書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 最近1年間の県税に係る納税証明書
- (2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
4に記載のとおり
- (3) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所等
熊本県警察本部運転免許試験課（熊本県運転免許センター2階）
郵便番号 869-1107 菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
電話番号 096-233-0116
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
公告の日から平成23年5月11日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成23年5月12日（木）午前10時30分から
 - イ 場所
菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
熊本県運転免許センター2階 運転免許試験課会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5の(3)のイに記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 無効の入札
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに連合によると認められる入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 2以上の意思表示をした入札
 - ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - コ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
契約書作成の要否
否
契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴するものとする。
なお、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
 - (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(8) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

平成 23 年 4 月 1 日熊本県公安委員会告示第 8 号（熊本県道路交通規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 5	2 2	熊本県公安委員会規則第 9 号	熊本県公安委員会告示第 8 号

平成 23 年 3 月 3 1 日熊本県条例第 2 8 号（熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	2 1	熊本県条例第 2 9 号	熊本県条例第 2 8 号